

卒業式の成立と定着過程

明治期前半の教育雑誌・学校日誌を通して

The formation, establishment and popularization of graduation ceremonies in Japan :
Based on educational journals and daily record of school activities during the first half of the Meiji era

有本真紀
ARIMOTO, Maki

【要旨】 毎年3月にどの学校でも行われる卒業式は、種々の学校行事の中でも最初期に成立した、すぐれて日本的な学校文化である。本稿は、卒業式の成立と定着過程を、明治期前半に発行された教育雑誌、および学校日誌、学校沿革史、地方教育史などの史料をもとに析出するものである。当初、等級制に基づく試験の及第者に対して、試験終了当日に証書が渡され、校長演説が行われるだけの「証書授与」であったものが、試験とは日を改めて実施されるに至って「卒業証書授与式」となった。この授与式には学校とかかわりのない人も大勢詰めかけ、学業成果の発表や趣向を凝らした余興、飾りつけが行われるようになった。これは明治20年代半ば以降に定着する祝日大祭日儀式に先駆けた動きであり、それと卒業式とは相互に影響しながら定型化する関係にあった。そうした史実を踏まえながら、卒業式が国民の共有する経験となり、心性に影響を及ぼすに至るまでの過程を描いた。

キーワード 学校行事, 祝祭日儀式, 試験, 学年学級制, 心性史

1. はじめに

山田洋次監督の映画「学校」のラストシーンは、卒業式であった。連載漫画やテレビでも、学園ものの最終回には卒業式場が多用される。話題になった学園ドラマを「番組名×最終回」でネット検索すると、「最終回は、いつもどおりの展開のあとに卒業式という、まあ当然といえば当然の展開」「学園モノ定番の『最終回で卒業式』というシチュエーションに、嫌でも泣きスイッチが」といった、多くの視聴者からの書き込みを目にする。学校段階の終わりと卒業式という

行事は、それほどまで密接に結びついているのであり、「最終回に卒業式のシーンがなかったのがちょっと残念でした」という書き込みさえみられる。

現実の社会では、「卒業式がない」という事態は「異常なこと」としてとらえられる。たとえば、かつて大学紛争で卒業式が中止されたり、国旗国歌問題で卒業式のボイコットが起きた際には、それがニュースとして大きくとりあげられた。また、戦争中に学校を終えた人の「混乱の中で卒業証書がもらえなかった、卒業式もなかった」という語りは、戦争の悲劇を象徴する逸話として語られ、受容されている。

では、誰もが毎年経験してきた卒業式の風景は、どのようなものだろう。校門には「○年度卒業式」の立て看板が置かれ、体育館のステージには演台と花瓶、正面に校旗と日の丸が掲げられる。正面脇の壁には式次第が貼られ、周囲の壁は紅白の幕で囲まれている、といった舞台設定が典型的だろう。そして、開式の辞、国歌斉唱、校長祝辞、卒業証書授与、来賓祝辞などのプログラムは、ほとんどの学校に共通している。現在では卒業生総代の答辞こそ珍しくなったとはいえ、卒業生と在校生が台詞をつないでいく演出や合唱が場を盛り上げている。

じつは、こうした卒業式という行事の存在は、ほとんど日本に特有の学校文化なのだが（石附 1995, 有本 2007）、これについての研究は意外なほど少ない。それは近年、学校行事の中で運動会に関する研究が蓄積されてきたことと対照的である¹。

卒業式に関する歴史研究でもっともまとまっているのは、「明治期学校行事の考察」の副題をもつ『近代教育の天皇制イデオロギー』（山本・今野 1973）である。しかし、それも第三章「祝祭日儀式以外の儀式」のひとつとしての扱いであり、「祝日大祭日儀式」「遠足・修学旅行」「試験」「展覧会・学会・運動会」がそれぞれ一章を与えられているのに比べて、重きを置かれていない。また、引用されている卒業式の記録も限られており、その成立と定着の過程を十分に描き出しているとはいえない。他には、石附や佐藤が論考の一部にとりあげていることを除けば、卒業式は教育研究の対象として正当な位置を与えられてこなかったと思われる。

しかし、後述するように、卒業式は種々の学校行事の中でも最初期に成立しており、その後定着した他の儀式行事にも影響を与えている。卒業式研究の深化によっては、従来の、祝祭日儀式によって卒業式を含む他の学校儀式的性格付けが行われた（佐藤 2005b, pp.150-151）とする見解を見直す必要もあると考えられる。また、教科の開始・浸透過程に学校儀式が大きくかわった音楽（唱歌）教育にとっても、卒業式の唱歌は重要な研究素材である。卒業式用の唱歌を斉唱する行為が共同想起を達成し、個別の思い出を共同の記憶へとトランスさせる役割を担っていたこと、ひいては、子どもを「時間の中に位置づく主体」として立ち上げる意味をもちえたことが示唆された（有本 2007）。

このように重要な意義をもち、教育研究上の可能性を秘めた卒業式は、どのようにして私たちになじみの学校文化となっていくのだろうか。本稿は、卒業式の成立と定着過程を、明治期前半に発行された教育雑誌、および学校日誌、学校沿革誌、地方教育史などを中心とした史料をもとに析出することを主たる目的とする。その上で、学校儀式の中で先行して定着した卒業式と、祝祭日儀式との影響関係についても考察したい。

2. 学制と試験

卒業式の式次第中、教育上もっとも重要なのは卒業証書授与の場面であろう。現代の、とくに義務教育段階を卒業する多くの子どもたちにとって、この証書は大してありがたみを感じるわけでもない紙片にすぎないが、式の中では恭しく受け取ることが期待される。卒業式はもともと、この卒業証書授与のために始まった行事である。

さて、明治期あるいは第2次大戦前の儀式といえば、祝日大祭日儀式ばかりが目されるが、同儀式規程が出されたのは1891（明治：以下Mと略記24）年、紀元節天長節の祝典儀式を学校で挙行するよとの文部省内示も1888（M21）年のことであり、明治10年代に生徒を集めて祝祭日儀式を行う学校はごく稀であった。それは、「教育の淵源である師範学校でも卒業式より外には式という儀式は無かった。…翌（明治）二十年尋常師範学校になってから祝祭日等の儀式が厳肅に挙行されるようになった」（『熊本大学教育学部附属小学校百年のあゆみ』1975, pp.49-50）という、1886（M19）年熊本師範卒業者の回顧からも裏づけられる。また、多くの研究では、卒業証書授与の行事と新年始業式は江戸時代の藩校や寺子屋で行われていた試業や新年行事との連続性があり²、近代学校の最初期から一般化していたとされる。とくに新年始業式は、自然発生的に広く行われていた。それに比べ、入学式は明治20年代後半から徐々に普及しはじめ³、学期ごとの始業式は明治30年代に入ってから、各学期の終業式はさらに遅れて行われるようになった。

では、学校儀式行事の中で、なぜ卒業式が最初期に定着したのだろうか。これには、1872（M5）年の学制に示された試験に関する規程が大きくかかわっている。以下が、その該当項目「生徒及試業ノ事」である。

- 第四十八章 生徒ハ諸学科ニ必ス其ノ等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス
- 第四十九章 生徒学等ヲ終ル時ハ大試験アリ 但大試験ノ時ハ学事関係ノ人員ハ勿論其請求ニヨリテハ他官員トイヘトモ臨席スルコトアルヘシ
- 第五十一章 試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ与フルコトアルヘシ

周知のように、当初の学校は現在のような学年学級制によらず、上等小学校・下等小学校それぞれ8級からなる等級制を採用していた。就学を希望した子どもは、年齢にかかわらず下等小学校第八級に入れられ、試験に及第して「試験状」すなわち受験した級を卒業したことの証明書を
得なければ第七級に進級できなかった。ここからもわかるように、当時の「卒業」は学校段階全体の修了だけをさすのではなく、各級の修了に際して使われていた。たとえば、1873（M6）年11月18日の『文部省雑誌』第6号には、「第一大學區東京師範學校附属小學ニ於テ下等小學第七級及ヒ第八級卒業証書ヲ與ヘシ人員」が発表されている。当時の「卒業」の用法は、維新前の「卒業」が一定の課業や文献を読むことの修了をさし、「素読卒業」「五経卒業」のように使われたことと近い。

しかし、学制期になって以降の「卒業」がそれ以前の「卒業」と決定的に異なるのは、学校が「身を立つるの財本」としての教育をめざしたことによる。新しい社会は、有為の人材を育成し、発

見し、登用することによって創出されなければならなかった。それは個人にとって、従前の身分にかかわらず立身出世を望むことのできる社会であり、その思惑は等級を踏んで試験状を得、大試験を受けて合格し、その証明を得るというシステムによって達成されることになっていた。そのため、試験による進級の認定は学校存立の、ひいては社会制度の基底をなすものであって、一学校の裁量で実施できるものではなく、学務委員他官吏立会いの下に行われるきわめて厳格なものであった。

卒業が学校ごとの裁量事項でなかったことは、試験にかかわる費用からも裏づけられる。学務委員の旅費はもとより、「千葉師範学校ヲ距ル片道三里以上ノ学校ヨリ本人試験ノ為メ来会セル教員並ニ生徒ヘハ旅行滞在ヲ通ジテ日当廿五銭ヅ、県庁ヨリ支給可致事」(明治11年2月27日千葉県令乙五十号、『千葉県教育史巻二』1979, p.269)と、随行の教員と生徒にも日当が支給されていた。また、卒業証書の紙代も、以下にみるように県費による負担であった。

第一條 各小学生徒毎級卒業毎ニ付与スヘキ免状ノ紙代ハ本県ヨリ交付スヘシ

第二條 試業及第ノ者ハ規則ノ如ク表ヲ製シ学区取締ヨリ届出ノ節人員総計並ニ免状紙数代価ヲ詳記シテ同時ニ受取方申出スヘシ

(明治九年敦賀県「小学生徒卒業免状紙渡方規則」『豊小学校百年史』1973, p.100)

進級にかかわる試験と、その及第者に対する卒業証書の授受は、それほど的重要性をもつ公的な行事であったことが理解できよう。

3. 人びとにとっての試験

当時のより日常的な試験、たとえば小試・月試などと呼ばれた月例試験では、その成績によって名札や教室内の座席順序が決まった。名札や座席は、成績序列を一目瞭然に可視化する装置だったのである。これも子どもにとっては競争の結果一喜一憂をもたらす重要な意味もっていたが、学制期および教育令期の卒業の意味を推測するには、まず当時の進級にかかわる試験がどれほど厳格であったかを知る必要がある。

筑摩県では、1884 (M7) 10月9日に以下の布告が出された。

追々学校生徒学業進歩ノ景況検査ノ為メ、来ル明治八年二月中県官当師範学校教員ヲ召連レ、各校ノ中三、四校、或ハ五、六校ヅツ生徒ヲ最寄村校ヘ召集大試験ヲ遂ゲ、等級ヲ進退シ、並ニ格別優等ノ者ハ之ヲ賞シ、謏劣者ハ夫々詮議ノ上、臨機ノ処分コレ有ル可キノ条兼ネテ心得ヲ以テ、今ヨリ一層勉励致ス可キ段、心得ノ為布達候事 (筑摩県布告一三〇号、『開智学校沿革史』1966, p.90)

試験によって及落が決まるだけでなく、優秀であれば賞賛され、成績不良の場合は処分さえ受けるから、しっかり勉強せよ。これだけでも、相当のものしい雰囲気が伝わってくる。さらに、各県が明治7年から9年にかけて定めた小学試験法の中から、実際の試験の状況がわかる条文を抜き出してみよう。

試験ノ節ハ試験席一ケ所溜席二ケ所ヲ設ケ其間離隔セル所ヲ用フ可シ試験席ハ試験立会ノ前ニテ一名ノ生徒ノ坐ス可キ机榻ト教師席トヲ設ケ甲ノ溜所ヨリ生徒一名宛呼込ミ先ツ読物講義問答ノ課ヲ試ミテ乙ノ溜所ニ入ラシメ同級生徒悉ク試ミ畢レハ更ニ一同右試験席ニ入レ書取作文算習字ノ四課ヲ同時ニ同科問題ヲ試ム可シ（明治九年茨城県「小学通則」中「生徒試験法」第十条、『茨城県教育史上巻』1958, p.382）

ここからは、ペーパーテストだけでなく、個別の口述試験が重視されており、試験の前後に受験生同士の接触を避けていることがわかる。しかも、この試験は学務委員や官吏、各校の教員が立ち会うだけでなく、保護者や一般の参観者にも公開されていた。前方から試験官や教員の、後方からは多数の参観人の視線を一身に集める中で、一人質問に答えなければならない子どもは、まるで裁判で尋問される被告人を想像させる。控え室からの移動には、「一人一人拍子木の合図で呼び出」され、「郡内の大校長様が問題を出」す口述試問を受ける（明治9年小学校入学者の懐旧談、青木1990, p.476）際の子どもの緊張は、どれほど大きいものだっただろう。

こうした試験に備えて、子どもたちは夜遅くまで学校で試験勉強をさせられた。『千葉県教育史巻二』（1979）には、銚子の石川氏の懐旧談が載せられているが、「試験前一ヶ月計りといふものは、毎晩十時頃迄夜学をやらせられ」たという（pp.289-292）。

一方、親たちも子どもの試験を気にかけていた。大分県の小学校を明治10年代に卒業した人は、「家庭でも中々気合を入れたもので、落第したなら家には置かないぞ、子守にでもやるぞ」と言われ、「袴羽織の服装に威厳を正して、家を送り出され」たと回想している（『大分県教育百年史第一巻』1976, p.283）。

夜学をさせた側の教員にとっても、試験はたいへん重要な意味をもっていた。「落第生徒ノ多少ハ、教師ノ力ヲ尽スト、尽サザルトニヨル、故ニ落第ノ数少キハ、是レヲ生徒ノ天性魯鈍ナル者ト做シ、落第ノ数過多ナルハ、是レヲ教師ノ怠惰ニシテ、力ヲ尽サルノ罪トス」（諸葛信澄1875『補正小学教師必携』、ここでは梅根他1979, p.29による）という見方をされるからである。しかも、数校合同で行われる試験は、子どもの昇級試験であると同時に、学校と教師に対して優劣を比較するまなざしを向ける試験でもあった。その結果は、教員褒賞や待遇にも反映された。茨城県では褒賞の条件が「試験ノ際受持ノ生徒ニ優等及第最多カラシムル者」、督責の条件は「受持ノ生徒落第三分ノ一以上ニ及フ者」であった（『茨城県教育史上巻』1958, pp.392-393）。

こうした状況に置かれた教員は、及第生徒を増やすことに躍起になった。そこで、子どもに毎晩夜学をさせるだけでは足りず、つぎのような令達が出される事態も起きていた。「近來教員ニ於テ豫メ該問題ニ撰ムヘキ箇所ヲ記シ教授致候者往々有之哉ニ相聞ヘ不都合ノ至ニ候條爾後右等ノ儀無之様一層注意可致此旨相達候事」（明治18年1月19日千葉県令達、『千葉県教育史巻二』1979, p.824）。また、教師たち自身も、教育雑誌で以下のように自己規定している。試験を恐れていたのは、子どもたちよりも教師のほうであったかもしれない。

試験ハ教師ノ勤惰ヲ察シ学力ノ浅薄ヲ判シ授業ノ巧拙ヲ知ルヲ得レハこそ彼試験ニ全級ノ生徒クク学力ニトミ品行端正ニ其成績ノ著シキトキハ之レヲ見ルモノ衆口一致曰ク彼ハ良教師ナリ故に此成績アリト…試験ノ成績之レニ反シ其拙劣見ルニ忍ヒサルトキハ其教師ハ畜ニ報

顔背ニ汗スルノミニアラス其或ハ地ニ穴ナキヲ憾ムニ至リ人亦礼セス是レ教師ヲシテ試験ヲ以テ戦々栗々薄氷ヲ踏ムノ思アラシメ試験前ニ周章狼狽スル所以ナリ（『松本私立教育会雑誌』21号,1987（M20）年1月, p.21）

4. 試験のクライマックスとしての証書授与

さて、当時の懐旧談や記録の中には、試験当日の子どもの服装について、興味深い記述が散見される。前述の「袴羽織の盛装に威厳を正して」もそうだが、子どもたちは試験当日、皆盛装して登校したようである。それは、ひとつの「教育問題」となっていた。1878（M11）年6月1日、鳥根県は乙号布告として以下の文書を出した。

近来各小学生徒大試験ノ節相競フテ美服ヲ飾リ候弊習有之其費用ノ為メ貧家ノ子女卒業ヲ懼リ甚シキハ半途退学ノ弊ヲ生シ遂ニ教育普及ノ障碍ト相成甚以不宜儀ニ候條右様ノ儀無之様篤ク可致注意此旨相達候事（『鳥根県近代教育史第三巻』1978, p.322）

こうした現象が一地方に限られた問題でなかったことは、全国の教員に読まれた雑誌記事からもうかがえる。

生徒も当日に至れば美服の外は昇校するを得ざるものと思ひ父母に迫りて美服を飾り甚しきに至りては試験の為とて俄に袴杯を新裁するは常に親しく見聞する所なり（『教育時論』48号,1886（M19）年8月15日, p.20）

試験を受けるのに、子どもたちはなぜ「美服」でなければならなかったのだろう。その理由は、口述試問があるから、というだけではない。試験は、個別の口述試問に時間がかかり、さらに筆記試験も行われて長時間に及ぶため、小さな子どもにとって試験の際に盛装するのは決して楽なことではなかった。

それにもかかわらず盛装にこだわったのは、試験がハレの日だったからである。まず、前述のように、試験は公開で行われた。1875（M8）年の長野県教育会議において「試験ヲ請クル生徒ノ父兄ハ必ず参観セシメ、其他ノ人民ト雖モ勉メテ参観セシムル」と決議（『長野県豊野西小学校史』1989, p.169）されたり、茨城県「公立小学生徒試業心得」第六条には「卒業試験ハ勿論昇級試験共當區學務委員及戸長ノ立會ヲ請フ可ク又豫メ区内ニ廣告シ生徒ノ父兄ヲシテ務メテ参観セシムルヲ要ス」（『文部省日誌』14号1880, p.49）と定められた。これには、人びとに学校がどのような場所であるかを参観させ、学事を奨励し、就学率を上げようとする意図があったと推察される。

しかし、それには試験を公開するだけでは充分とはいえなかった。当時の大人は学校経験がなく、口述試問の様子を参観しても、子どもの答えが正解であるかどうかわからない場合も多かったと想像される。また、筆記試験の様子を離れた位置から見ただけでは、書かれた答えを読むことができず、どの程度書けたのかわからない。そこで、試験の様子を見せた上で、「誰がよくできる子どもなのか」「及第したのは誰か」を人々に知らしめることこそ、「学校を卒業すること

が立身出世に結びつく」という思考を植えつけるために有効だと考えられた。これには、学校の外に優秀者や及第者とその成績を掲示する方法もとられたが⁴、衆人環視の中で及第者を発表し、褒美としての「試験状」を授与するのがもっとも効果的な方法であった。学務官吏らの立ち会いによって権威づけを行い、多数の参観人が注目する中で成績を明確に可視化するために、試験当日の証書授与が行われたのである。つまり、証書授与は、試験という当時の学校最大の行事におけるクライマックス場面であった。

卒業証書が当日授与であったことは、授与した側の学区取締が書き残した1874（M7）年11月28日の日記からもうかがえる。

南郷校試験場へ臨席ス…午後第十二時十六名ヲ試験ス、午後九名ヲ検ス、以上二十五名下等第八級卒業生徒ナリ、尋テ七名ヲ検ス、是七級卒業生ナリ、畢テ免状附与セシム、午后五時ヲ過ク」（北村門之丞日記、『長野県教育史第九巻』1974、p.364）

また、神奈川県から1877（M10）に出された乙第五十二号布達にも「小学校生徒試験及第ノ者へ即日卒業証書可相渡」（『神奈川県教育史第一巻』1971、p.128）と規定されている。さらに、新治県公立小学第四校（石岡学校）では、1874（M7）年5月25日朝7時から夜7時まで試験が行われたが、「故ありて当日免状を渡さず」と記録されている（青木1990、p.452）。つまり、特別な事情がないかぎり、卒業証書は試験当日に授与されていたのである。この当日授与には、「成績の判定に対して外部から情実が入らぬように」という理由もあったようである（『茨城県教育史上巻』1958、p.381）。証書授与が試験の一過程であったことは、1884（M17）年1月の「千葉県葛飾郡小学校定期試験法細則」第七條が、つぎのように定めていることから裏づけられる（『千葉県教育史巻二』1979、pp.828-829）。

試験終リタルトキハ左ノ順序ニ従フヘシ

- 一 及第生徒並ニ参観人着席
- 一 職員一同着席 生徒立礼
- 一 校長若シクハ着席教員順次証書賞状ヲ授与ス
- 一 教員若シクハ立会員演述 生徒立礼
- 一 職員退散
- 一 生徒並ニ参観人退散

試験は、証書授与がすべて終了するまで、子どもにとって過酷な、たいへん長い一日となった。「生徒はよそ行き着物を着、父兄または家の人が附添って暁の星を戴いて出校する。提灯持ちのものも大分ある。遠いところより通学のものもは昼晩二回の弁当を用意して来る」と、未明から試験に出かけたことが記憶されている。試験が終わったからといって帰宅できるわけではなく、「及落宣告の結果落第生の一人が泣き出すと、群犬之に和すと云った様に、わあわあ泣声の外に徹すると云ふ有様で…免状や優等賞状を渡して生徒が退散する迄には下級は早くて日没前後、上級は夜の十時十一時たまには十二時近く迄及ぶ」ことがあったという（『千葉県教育史巻二』1979、pp.289-292）。

しかし、及第した子どもにとっては、大勢の参観人の中で卒業証書を授与されることが、晴れがましい舞台となった。「試験は一日で終り…其日の中に及落を判定し、免状と称する奉書紙の辞令を貰う…これが無性に有難かったものだ」と回想されている（『茨城県教育史上巻』1958, p.379）。また、卒業証書の他に賞品が与えられることも多く、とくに成績の良かった子どもには、優等賞状や賞品も与えられた。賞品の多くは筆、墨、半紙などの文具、あるいは教科書であった。1877（M10）年の長野県では、下等小学四級卒業生に扇子、下等小学校卒業生に日本地図、上等小学校卒業生に地球儀や地球図を与えるとの県達があった（『長野県教育史第九巻』1974, p.211）。当時たいへんに珍しかったと思われる地球儀を、参観人の中で授与される光景は、競技の優勝者がトロフィーを受け取る場面を連想させる。

このようにして証書や賞品を受ける試験日は、子どもとその保護者にとって「ハレの日」「誉れの日」であり、それゆえに着飾って登校する必然性が生まれたのだった。

5. 「証書授与式」の成立

証書授与が試験の一過程として組み込まれていた当時、証書授与のイベントは「式」と呼ばれていなかった。では、なぜ、いつごろから、「式」となったのだろうか。

これについて、山本・今野は、明治15年の青森県試験規則が「卒業証書授与式」の表現を用い、東京師範学校が明治16年12月8日に卒業証書授与式を挙行していることなどから、「卒業証書授与が『式』となったのは、明治10年代後半といえる」としている（山本・今野1973, p.143）。また、卒業証書授与が「式」という形態に転じた理由を、式典は一定の場に集合してともに敬弔するため、自然に生徒と教師との相互の感情を陶冶する機能を持ち、集団的行動の展開によって保持されるため意思修練の場となる、その機能の具体化によると説明している。つまり、徳育への傾斜が「式」への変化をもたらしたというのである。この説は、当時の状況に照らして至極順当な解釈であろう。しかし、すべてを国家主義へと回収する見方はあまりに一面的であり、かえって徳育や国家主義の本質を不明確にしてしまうことが危惧される。それを回避するには、さらに詳細に史料を検討していく必要があるだろう。

教育雑誌に「式」の記録が現れた最初期の例として、1879（M12）年3月13日の「東京女子師範学校生徒卒業証書授与式」があげられる。この日は皇后が臨席し、生徒たちは「校前二奉迎」し、午後一時に来賓一同が着座したと記録されている（文部省『教育雑誌』95号, 1879.4.19, pp.26-27）。後述するが、この授与式の式次第は、同誌に詳細な記録がある。

また、つぎにあげるのは、東京大学が初めて学位を授与した際（1879年7月10日）の様子を、諧謔的に紹介したものである。記事のタイトルは「東京大学卒業式」となっている。

鎮守祭りか縁日などといへる類の西洋風になりしものならんと思へど見渡す所に神主めきたるも見えざれば…不思議の有様ゆゑ傍の人に聞合すれば是ハ中々お宮寺の類にあらざ日本第一の学校といふ東京の大学にぞありける今夕ハ生徒の中に卒業せるものありて其証書を授くるの式ある為の設け事なりと云ふ（『教育新誌』70号, 1879.4.21, p.4）

この『教育新誌』では、1879（M13）年に、他の高等教育機関の証書授与関連記事も見られる

が、そのタイトルは「卒業証書ヲ与フルノ式」であった。授与に際して「式」という名称を用いるのは、高等教育機関から始まったようである。

小学校では、管見の限り、東京の誠之小学校が最初期の例である。同校学校日誌では、1881(M14)年2月10日に温習生大試験⁵が行われ、同14日、その及第者に対する証書授与に初めて「卒業証書授与式」の表現が用いられた(寺崎1988, p.394)。その後明治10年代も終わりに近づくと、全国の小学校に「卒業証書授与式」という名称が広がっていった。

このように、「式」と呼ばれるようになった初期の例のうち、学校日誌等に時間が記録されているものを検討すると、ほとんどの開始時刻は午前中あるいは午後1時となっている。これは、証書授与が試験当日ではなくなったことを示している。その理由として、教育令期に入って試験科目数が増加したこと、少しずつ就学率が上昇して試験を受ける子どもの数が増加しつつあったこと、とりわけ試験科目数の多い上級の受験者が著しく増えたことによる試験日数の増加⁶があげられる。加えて、小規模な学校が合併し、新しい小学校の開校が相次いで、1校当たりの生徒数も増加したことが影響していると推察される。たとえば、鳥取県では1881(M14)年から翌年にかけて、314あった学校数が169となり、1校当たりの平均生徒数が71.6人から152.2人に増えた(『鳥取県教育史』1979, p.398)。多数の子どもたちの試験結果を集計し、卒業証書を用意するには、教師たちがどんなに努力しても、試験終了当日に証書授与まで終えることが不可能になったと考えられる。

1873(M6)創立の青森県小湊小学校沿革誌によれば、初めての「証書授与式」は1886(M19)年11月のことであり、「十一月二十七日大試業ヲ施行シ三十一日証書授与式ヲ挙行ス」と記録されている。それ以前には、たとえば同年の記録に「四月五日六日大試業ヲ施行ス」とあるように、試験だけが記され証書を授与したことすら残されていない(『小湊小学校創立百十周年記念誌』1983, p.34)。試験が行われれば、及第者へは必ず証書が授与されたはずだが、それがあまりに当然のことだったために、試験だけが記載されたと考えるのが自然であろう。それが、日を改めて授与することになって初めて、「証書授与式」として記録されたと推測される。

前述した、帝国大学や師範学校等高等教育機関の「卒業証書授与式」も、試験当日ではなく、日を改めての挙行であった。ところが、試験当日の授与では、誰が及第できるかのみならず、何人が及第するかすら不確定であり、形の整った「式」を準備する余裕はない。子どもも教師も試験当日まで試験準備に専念しなければならず、試験が終わると同時に、教師や学務係は結果集計や証書への記入事務に追われるからである。その後ようやく迎えた授与の段階でも、慌しさは変わらない。前述の千葉県葛飾郡定期試験法のように、一同着席の後「生徒立礼」は行われるものの、証書賞状の授与と教員または立会員による「演述」が行われるだけの順序を、「式」と呼ぶ発想はなかったと思われる。山本・今野のいうように、「一定の場に集合してともに敬申する」ことが「式」の成立条件であるとするならば、試験当日の証書授与であっても「式」と呼ばれてもよかつたはずである。しかし、証書授与が「式」となるには、試験とは日を改め、形式の整った式典となるよう前もって準備をなすという物理的条件が必要だったと考えられる。

6. 証書授与式の盛況

さて、当日授与の時期から、試験の日には多くの人が学校へ詰めかけていた。それは、「丸で

御祭騒ぎである。学校の門前両側には飴菓子などを売る露店が、処狭き迄に陣取って居る。野次馬は右往左往する」という景況であったという（『千葉県教育史巻二』1979, p.290）。これが、試験とは日を改めての「授与式」として独立してからは、さらに盛大な行事となり、内容も大きく変化することとなった。明治10年代末から20年代にかけての卒業証書授与式は、運動会と並んで地域の参観者を集める2大学校行事といえるものであった。

1889（M22）年3月25日の開智学校日誌には、「本学期ノ進級及ヒ卒業証書授与式ヲ校庭ニ行フ」、松本尋常小学校日誌に「本日本学期進級証書及ヒ卒業証書授与式ヲ校庭ニ举行ス頗ル盛会ナリキ」と記録されている（『史料開智学校第一巻』1988, p.37, p.60）。ここから、等科修了者だけに卒業証書が、それ以外には進級証書と、区別して授与されるようになったことがわかる。それにしても、校庭で卒業式というのは、現在からすると違和感がある。運動会ならともかく、卒業式を校庭で挙行しなくてはならなかった理由は、つぎの1889（M23）年3月25日松本尋常小学校日誌から理解できる。

本学年証書授与式ヲ校庭ニ執行ス来賓ニハ松本裁判処検事判事郡長…本校職員一同合セテ一百余名ナリ…一昨日来ノ雨天ニテ授与式ヲ校庭ニ行フコト能ハザランカト一同頻リニ憂慮シテ措カザリシニ朝来俄カノ快晴トナリタルガ為メ教師生徒ハ云フモ愚カ来観セル幾千ノ男女モ愉々快々満場歓呼ノ声ヲ以テ充タシメルハ実ニ近来ノ快事盛事ナリシ（『史料開智学校第一巻』, 1988, pp.69-70）

この時の進級生卒業生は千名を超えており、加えて来賓百名以上、来観者が「幾千」名もいたために、とても屋内で式を行うことはできなかったのである。記入した教師の安堵の心情が伝わってくる学校日誌であり、儀式といえば厳肅な雰囲気を想像するが、この「満場歓呼ノ声」からは賑やかさが感じられる。

参観人の多さは、フィクションの世界でも描かれていた。1889（M22）年発表の山麓居士著、教育小説『忍耐の花』には、「結果も美々しき卒業式」という場面で、知事来臨の下、「参観人数百名ほとんど立錫の地なき程」の中で、校長演説に続いて主人公近森時雄が「答辞を上つる」様子が描かれている（p.57-60）。

校内の飾りつけも華やかで、1889（M22）年栃木県尋常師範学校では「生徒は一同に申合せ自力を以て尽し得る丈け粧飾を施し祝意を表」した。「校門窓戸残りなく国旗を交叉し門前には高さ三間に余れる緑門を造り之に長さ九尺巾四尺の大額を掲げ卒業式の三大字を鋸屑にて表し」た他、校内にさまざまな装飾を施して卒業式を迎えたという（『下野私立教育会雑誌』52号, 1889.4.25, pp.15-16）。

こうした盛況の中で、授与式には人びとのお祭り気分をさらにかきたてるような演出が加えられていった。たとえば、1891（M24）年4月13日の東京府尋常中学校卒業証書及修業証書授与式では、午前の式に続いて午後は運動会が行われ（『教育時論』219, 1891.5.25）、1892（M25）年3月28日の高遠小学校日誌には「当日ハ希有ナル和暢無風ノ日ニシテ頗ル爽快ナリシ、故ニ、気球ノ放揚実ニ好成绩以テ当日ノ景況ト知セリ／気球ヲ放揚シタルハ午前十時ニシテ、直揚天ヲ衝クガ如ク大ニ拍手喝采ヲ得タリ、了テ式ヲ挙グ」と記録されている（『信州高遠学校百年史』1972, p.285）。夕刻から幻灯会が開かれた例も散見され、余興的・興行的な要素を伴った授与式は、

当時の人びとが心待ちにするような行事であったと考えられる。

所要時間も長く、授与式本体だけでも4時間ほどかかった記録は珍しくない。驚くのは、2日がかりの証書授与式も行われていたことである。1886（M19）年12月、下都賀郡第一番学区栃木町男女両校卒業証書授与式では、17日9時から計1025名に対して卒業証書が授与された。授与に際して校長談話、式の前後には女生徒の唱歌があり、別間に博物標本陳列場が用意されたという。珍しい標本を見ようと、子どもを学校に通わせている家族だけでなく、多数の参観者が集まったものと思われる。18日は10時開始、「老弱男女甚多く」「一層の盛式」で、高等科一級卒業生への証書授与、優等生への賞与が行われた。午後1時から、男校訓導が物理化学の実験を見せ、女校訓導は唱歌の効用を述べ、オルガンを使用して女生徒の唱歌を披露した。つづいて、「遊歩場に於て徒手毬鈴球竿体操及隊列運動遊戯運動をなし来観者各快を尽して去る時に午後五時」と記録されている（『教育時論』64号、1887.1.25、p.28）。当時の学校はまさに、人々に対する文化発信と伝達の中心であり、とりわけ卒業証書授与式が、その絶好の機会として利用されていたことを示す好例といえよう。

7. 学業成果発表としての授与式

この栃木町の小学校でも、唱歌や体操が披露されているが、こうした生徒たちの集団演技は、前もって時間をかけ練習を積み重ねなければ発表できない。特定の生徒を総代として答辞を読ませたり学業成果を発表させることも、試験当日の授与ではあまり例を見ないが、日を改めての授与式となり、さらに準備期間を設けることで、このような集団での学業成果の発表も可能となったのである。

学業成果の発表をふんだんにとり入れた先駆的な例として、前述した1879（M12）年3月13日東京女子師範学校での授与式がある。文部省『教育雑誌』（95号、1879.4.19、pp.26-39）から式次第を抜き出してみよう。まず洋琴（注：ピアノ）の演奏に伴われて皇后をはじめとする来賓が講堂へ進御し、文部大輔演説、同校摂理による卒業生徒人名簿の呈示、御詞と摂理の答詞演説、幹事による生徒学業進歩景況の演説、助訓祝辞演説と、いかにも堅苦しい場面の連続が想像される。しかしこのあとは、証書授与の前後に卒業生の理化学試験（注：実験）、作文朗読、生徒等唱歌があり、来賓たちは一旦附属練習小学校での教場通覧を済ませてから、再び講堂へ戻って体操を観覧している。こうした学業成果の発表は、来賓への最大限のもてなしとして企画されたものと思われるが、これが一つの原型となり、その後条件の整った学校から徐々に、「学業成果発表としての授与式」「見せる授与式」が広がっていった。

珍しい成果発表としては英語暗唱（1889年誠之小学校他）などもあったが、なかでも多くとり入れられたのが、唱歌と体操の成果発表であった。これは、大勢の参観人に見せるには、個人の朗読などより、集団での演技のほうが式を盛り上げるのに効果的だと考えられたためであろうか。また、唱歌は学制中の「下等小学教科」の一つとして示されたものの、まだ教科書も、指導できる教員も存在しない中で、「当分之ヲ欠ク」という但し書きが付されていた。初めての唱歌教科書である『小学唱歌集』初編が発行されたのは1882（M15）年、全国の多くの小学校で唱歌授業が始められたのは、明治20年代後半以降のことである。それ以前に唱歌の指導が可能な学校は希少だったため、進んだ教育内容を示す意味でも、唱歌の学習成果発表が積極的にとり入

れられたと解される。体操についても、ほぼ同様の経緯があったと考えられる⁷。

8. 証書授与式と祝祭日儀式との影響関係

さて、第2次大戦に至るまでの学校儀式として、大方の関連書がまず言及するのは、紀元節天長節をはじめとする祝祭日儀式である。では、この祝祭日儀式と証書授与式との影響関係は、どのように考えるべきだろうか。

それまで休日と定められていた祝日大祭日に、生徒を出校させて祝典儀式を挙行するようになるとの文部省内示が出されたのは、1888 (M21) 年2月上旬 (国立教育研究所 1974, p.213)、森有礼文相のときである。森といえば、兵式体操と儀式の際に唱歌を導入したことで知られている。しかし、影響関係として「卒業式・入学式・始業式・終業式などの学校儀式は言うまでもなく、他の学校行事の性格づけがこの学校祝祭日儀式により準備されることになった」(佐藤 2005b, pp.150-151) とするのは、若干疑問があるように思われる。

儀式用の唱歌として、高崎正風と伊澤修二による「紀元節の歌」が発表(『教育時論』102号, 1888.2.15)された後、順次他の式日用唱歌も作られていくが、祝祭日に唱歌を歌うことが決定的となったのは、1891 (M24) 年6月17日の文部省令「小学校祝日大祭日儀式規定」以降のことである。だが、明治10年代の証書授与式から、唱歌は主に学習成果の発表のために、ときには長大な式における気分転換や場面の切り替えのためにも歌われていた(有本 2007)。また、松本尋常小学校のように校庭で何千人もの参観者を集めて行う授与式では、音響装置のない当時、個人の演説が全員に聞こえるとは思えない。このとき唱歌は、その場に居合わせる人たちが、場面を共有できる有力な情報源であった可能性が高い。こうしたいきさつから考えると、証書授与式における唱歌導入の理由を、徳育や国家主義的な観点からのみとらえるわけにはいかないだろう。そして、祝祭日儀式が他のすべての学校行事を性格づけたという見方は、いささか一面的な印象を受ける。

「小学校祝日大祭日儀式規定」では、第一条の最後に「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」と定めている。また、第四条には「生徒ヲ率キテ体操場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ」こと、第五条には「市町村長其他学事ニ関係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日ノ儀式ニ列スヘシ」、第六条には「生徒ノ父兄親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参観スルコトヲ得セシムヘシ」と定められている。この規定を受けて、多くの学校では儀式に唱歌を歌い、参観者を集めて天長節運動会や展覧会のような行事を開催した。しかし、こうしたことは、少なくとも地域の中核的な小学校においては、すべて試験や証書授与式においてすでに行われてきたことであった。まだ、祝祭日に出校して儀式を行うといった国家主義的発想や、まして儀式を唱歌式にするなどという発想が生まれる前から、証書授与式では唱歌が歌われ、体操が披露されていた。つまり、実践の場では、証書授与式での先行する経験の上に、祝日大祭日儀式での手順が接木されたと解されるだろう。たとえば、開智小学校では1888 (M21) 年に初めて天長節拝賀式を行い、併せて運動会を行っているし、翌年の天長節拝賀式要領を見ると、証書授与式と同様、第一号鐘にて準備、第二号鐘で教員に引率された生徒が入場、第三号鐘で最後の一同(授与式では来賓、拝賀式では最上級生)が臨場して敬礼または楽礼を行っている(『史料開智学校十九巻』1997, pp.1-2)。

一方、1890（M23）年に教育勅語が渙発され、従来官立学校にのみ下賜されていた御真影がこの年から願出により高等小学校にも順次下賜されるようになると、証書授与式においてもこれらを導入する学校があった。1891（M24）年3月31日に行われた佐位那波高等小学校卒業証書授与式では、一同着席、立礼、「君が代」のあとに、聖影奉拝と最敬礼、次いで勅語奉読が行われている（『上野教育会雑誌』第43号、1891.5.15）。証書授与と校長や来賓演説、生徒答辞といった従来からの授与式手順の前に、祝日大祭日儀式の前半が置かれた形である。この時点では、まだ「小学校祝日大祭日儀式規定」が出されていなかったにもかかわらず、それを先取りするような手順を授与式にとり入れたケースである。

これらのことから、明治20年代前半において、証書授与式と祝日大祭日儀式とは、相互に浸潤しながら次第に形式が整っていったと解することができよう。

9. 卒業式をめぐる心性

これまでみてきたように、証書授与は試験当日授与の時期から、参観者に「見せる」ことを前提として行われてきた。これが興行的な要素すら伴う盛大な行事となるには、日を改めての授与式になることだけでなく、他の要因も影響している。それは、等級制から学年制への移行である。

学制頒布から間もないころには、試験と証書授与が随時行われていたという記録もあるが、6カ月を標準学習期間とする小学校の等級制においては、ほぼ半年ごとに試験と証書授与が行われていた。これは一般に「定期（大）試験（試業）」と呼ばれていたが、通常この中間の時期に「臨時試験（試業）」と証書授与が行われる場合が多かった。年に2回ないし4回の卒業証書授与が行われていたことになる。これに加え、当時は近隣の学校との比較（会同）試験、皆勤や品行に対する褒賞授与などの機会もあり、子どもたちにとっては頻繁に証書授与が行われると感じられたことだろう。これが、1886（M19）年4月10日に出された第1次小学校令が施行されるにしたがって、1年間の学年制をとる府県が多くなり、卒業証書授与の機会が原則年1回となっていく⁸。回数が限定されることで授与式への重みづけが増した。

加えて、県によってまちまちであった学年度開始時期に対し、第2次小学校令が全面実施される1892（M25）年に合わせて、4月1日を学年始とする指示が出された（佐藤2005a, p.109）。これによって、3月下旬の卒業式が定着し⁹、国民の風物詩となったのである。しかも、修業と卒業とが区別され、卒業は学校段階の修了だけをさすようになった。つまり、証書授与式は卒業生が学校を去り、別れるための儀式として意味づけられるようになった。卒業式の歌を聴いて、旅立ちのうれしさと別れのさびしさが混じったような感情を喚起されるという心性は、このころに成立したのである。そして、等級制の時期と違って同じ年齢の児童がそろって卒業するようになると、卒業式は一種の通過儀礼の意味を帯びることにもなった。

卒業の判定が一度の試験成績によらず、平素の成績や品行を加味する方向に変化したことも、授与式のあり方に影響をあたえた。これによって、及第できるかどうかが事前にある程度予測可能となり、展示品を並べたり会場を飾るなどの準備が可能となる。さらに、試験終了後数日において授与式が行われるようになると、その間の日数を授与式準備に充てることができた。教師は、成績処理や証書の用意だけでなく、会場設営などの授与式準備のためにも試験後の時間を使うようになった。学校日誌では、明治20年代に入ったころから、試験終了後の数日に「証書授与式準備」

と記載されているケースが多く見受けられる。

さらに、日誌には授与式の練習も記録されている。1891 (M24) 年3月の松本尋常小学校日誌によれば、試験結了が3月20日金曜日、3月23日には「微雪」の中「本日午後ハ練習ノタメ庭前ニ整列ス」とあり、24日も「練習前日ノ如シ」と記録されている。25日は「本日試験ノ成績ヲ報ジ通知簿ヲ渡シテ生徒ヲ退散セシム」とあり、26日に「職員一同午前八時出校シテ準備ヲナシ午後一時ヨリ」証書授与式が行われている（『史料開智学校第一巻』1988, p.81）。当時の唱歌科教授細目を見ると、2カ月ほどかけて卒業式用の唱歌練習を重ねているが（有本2007）、日誌上にこのような特別な記載があるということは、式次第を通しての総練習が行われた可能性が高い。これだけの練習を積むのは、参観者に見せるためにほかならない。

見せるからには、そのための作法、式にふさわしいふるまい方が決まってくる。1893 (M26) 年に出版された、佐藤藤助著『幼童作法全書』には、「卒業証書を受けんとする時は先ず式場に入り適宜の地にて来賓に黙禮し夫より正しく校長の前に進み三步前に止まり一禮をなし証書を受け二歩若しくは三步退き証書を見て黙禮して退くべし」（p.76）と記されている。

時代としては少し後になるが、1910 (M43) 年発行の「尋常小學修身書教授用掛図」には、「証書の受け方」という絵が示されている（唐澤1977, 中 p.313）。「ヨイ子供ガ學校ニ於テ賞状ヲ受ケケル事ニ関聯シテ豫メ其受け方ヲ練習スルノ必要アルヲ思ヒ特ニ本圖ヲ加ヘタリ」との説明があり、フロックコートを着た校長から、女兒が証書を受ける図が示されている。左下には、「修業證」と両手の絵を示して持ち方を、右上には証書を持って礼をする絵も載せられており、女兒は頭に大きなりボンをつけた袴姿である。

本来、祝祭の主体は卒業生であるはずの授与式だが、こうして「証書授与式は参観者に見せるためのもの」という意味づけが定着していった。ここで興味深いのは、学校日誌に見られる「告別式」「送別式」の記載である。鳥取県の旭日小学校日誌では、1891 (M24) 年3月30日午前9時半から卒業修業証書授与式が行われ、11時に散会している。しかし、午後1時には再び卒業生が集められ、卒業生送別式が行われた。おそらく、午前中が参観者に見せるための式、午後は卒業生と教師だけの内輪の式であろう。送別式でも授与式と類似した式次第が記録されているが、特別なのは「卒業生一同ハ勅語謄本一面ツ、贈與ス」および「時山校長ハ最面白キ話ヲナス」との記録である。前者は学校を去る卒業生への餞として配布されたものと考えられ、後者からは内輪ならではの雰囲気を感じられる。松本尋常小学校でも、1890 (M23) 年には、3月25日の証書授与式とは別に3月31日に卒業生一同を集め、「校長一場ノ演舌ヲナシ更ニ落第生ヲ集メテ将来ノ心得ヲ話シタリ」と記録されている（『史料開智学校第一巻』, 1988, p.70）。このように、明治20年代に入ると、証書授与式のあとに卒業生と教員だけの別れを惜しむ機会が用意されるようになったこととともに、卒業生も訓育の対象とみなされたことがわかる。そして、こうした送別式が、謝恩会や同窓会へとつながっていったものと思われる。

10. おわりに

明治20年代も終わりにさしかかると、教育雑誌での卒業式の記述は非常に簡素になる。当初は祝辞演説の内容や来賓・卒業生氏名も記載されていたのが、式次第だけになり、それも記載されないことが多くなった。象徴的なのは、「例により」（『教育時論』478号, 1899.7.25）と書か

れていることで、卒業式がすっかり定着し、その形式も定まったことがうかがえる。

本稿では、唱歌を含む式次第の内容について検討するまでに至らなかった。しかし、卒業式の唱歌が「蛍の光」と「仰げば尊し」に定着するまでの過程も重要な検討課題であり、それについては機会を改めたい。

さて、稿を終えるにあたって、急いで付け加えておかなければならないことがある。ここでとりあげた史料はすべて、「卒業した者／させた者」の言葉である。試験を扱った研究には、及第率を表す推計も数多く示されており、その数字の低さを、驚きとともに示すことは可能である。その中で及第者数は、証書授与台帳などからかなり正確な数が見つかるだろう。しかし、当時どれだけの子どもが試験を受けられたのか、毎日学校へ通うことができたのか、学校というところへ足を踏み入れることができたのか—それを考えるとき、及第率なる数字に、試験が難しかった以上の何の意味があるのか、と問わざるをえない。明治期前半、「学齢期」にあった子どもたちの多くは、卒業証書などとは別の世界に生きていた。当時の大人たちもまた、そうである。彼らにとって、卒業式とは、学校とはいったい何だったのか—。無論、これは実証を旨とする論文にはなじまない問いである。だが、学校史に残ることなく、残すことなく、それぞれの生を歩んだ人たちへの視座を失ってはならない。その自戒を記して、稿を終えたい。

*引用文中、一部を現代仮名遣い、当用漢字に改めた。

註

- 1 主なものに、吉見俊哉他（1999）『運動会と近代』青弓社、佐藤秀夫（2005）『運動会の考現学』『教育の文化史2 学校の文化』阿吽社などがある。
- 2 試験に伴う褒賞授与の原型は、寺子屋の凌、藩校の試業制度にあるといわれるが、ここでは学制以後のみを問題とする。また、明治初期の「新年始業式」（あるいは単に「始業式」と呼ばれたり、「起業式」「開業式」「開校式」「開筵式」の名称もみられる）は新年稽古始の日であり、藩学での釋奠や講書初めの儀式との連続性が指摘されている。
- 3 寺子屋への入門は「坊入れ」「坊入り」といわれ、藩学では「束脩（の礼）」といわれた。いずれも、子どもと保護者が酒、赤飯、煮しめなどを携えて師の自宅を訪れ、師弟の契りを交わした。また、先に入門していた寺子たちにも、半紙やお菓子を配って挨拶をするのが習わしであった。こうした風習は明治期の学校になってからもしばらく残っていたようである。また、入学式は明治20年代に入って学年制がとられ、さらに明治30年代に入って全国一律に4月始まりの学年度が完全実施されたころから一般的となった。
- 4 たとえば、1882（M15）年の「岡山県小学校諸規則」第七章第三条には「学校ニ於テハ其賞詞及ヒ姓名年齢等ヲ詳記シ校門ニ揭示ス可シ」として、進級・卒業両試験の成績により第一等から第三等までの者を掲示すると規定された（『文部省日誌』第13号、1882.3.7）。
- 5 1級を卒業した後、1～2カ月の温習を経て行われた全科卒業試験のこと。
- 6 誠之小学校の記録から大試験の日数をたどってみると、明治9年前期1日後期2日、10年前期2日後期3日、11年前期末詳後期2日、12年前期2日後期3日、13年前期3日後期4日、14年前期4日後期4日、15年前期5日後期5日、16年前期8日後期6日と増加していることがわかる（寺崎1988、p.262）。なお、当時は原則として半年進級制である。
- 7 文部省に体操取調掛が設置されたのが1878（M11）年、音楽取調掛設置はその翌年であり、両取調掛は各県からの伝習生を募集して教員養成を行った。伝習を終えて各地に配属された教師たちは、

授与式での学習成果発表においても、伝習内容を広める生きたメディアとして大きな役割を果たした。

- 8 明治20年代の学校日誌を見れば、年1回の卒業試験を受験できなかった者や落第者のために、正規の卒業式から1カ月ほど遅れて、試験と証書授与式が行われた例もある。
- 9 全国一斉に4月始まりの学年度が実施されたわけではなく、東京府では明治20年度から実施されたが、北海道では1893(M26)でも2月や7月に授与式が行われていた。また、高等教育機関ではその後も9月始まりであり、最後まで残った東京大学が4月始まりとなったのは1921(大正11)年のことであった(佐藤2005a, pp.103-113)。

* 引用した教育雑誌、学校沿革誌、学校日誌、地方教育史等については、本文中に示すにとどめた。

〈主要参考文献〉

- 青木光行, 1990, 『茨城の小学校 巻一』, 岩波ブックセンター
- 有本真紀, 2007, 「卒業式の唱歌—共同記憶のための聖なる歌」 『「感情」の社会化に関する総合的研究:「文化としての涙」の形成過程に着目して』平成16年度～18年度科学研究費研究成果報告書(研究代表者:北澤毅)
- 石附 実, 1995, 『教育の比較文化誌』玉川大学出版部
- 梅根悟・海老原治善・中野光, 1979, 『資料 日本教育実践史1』三省堂
- 唐澤富太郎, 1977, 『教育博物館 中』および『教育博物館 解説』ぎょうせい
- 佐藤秀夫監修, 1983, 『史料開智学校 第一巻 学校日誌(1)』および1997, 『史料開智学校 第十九巻 学校生活と地域1』電算出版企画
- 佐藤秀夫編, 2002, 『日本の教育課題 第5巻 学校行事を見直す』東京法令出版
- 佐藤秀夫, 2005a, 『教育の文化史2 学校の文化』阿吽社
- 佐藤秀夫, 2005b, 『教育の文化史4 現代の視座』阿吽社
- 寺崎昌男監修, 1988, 『誠之が語る 近現代教育史』第一法規
- 山本信良・今野敏彦, 1973, 『近代教育の天皇制イデオロギー 明治期学校行事の考察』新泉社